

令和 元年 5月 17日現在

機関番号：10101

研究種目：挑戦的萌芽研究

研究期間：2016～2018

課題番号：16K13343

研究課題名(和文)核不拡散体制における国連安保理制裁の効果と役割

研究課題名(英文)Effects and Role of UN Security Council Sanctions in Non-proliferation Regime

研究代表者

鈴木 一人(Suzuki, Kazuto)

北海道大学・公共政策学連携研究部・教授

研究者番号：60334025

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,900,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、北朝鮮とイランに対する国連安保理制裁を中心に、制裁が両国の核開発に対してどのような役割を担い、どのような効果をもたらしたのかを検討した。結論としては、国連制裁のみでの効果は限定的だが、加盟国との協力による単独制裁との組み合わせは効果が高いことが判明した。北朝鮮においては制裁の効果が限定的であったのは中国との関係があり、またアメリカ、韓国政府が北朝鮮との融和的な政策を展開したことが原因であり、他方、イランに対しては周辺国も含め、国連制裁と単独制裁の履行を徹底したことが効果をもたらした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、これまで日本でも世界的にも扱われてこなかった、核の不拡散に関する制裁の効果と役割を取り上げ、その実施と結果について考察したことに意義がある。この研究の成果は、吉村編『国連の金融制裁』やAsada (eds.)の"Economic Sanctions in International Law and Practice" (forthcoming)といった国内外に向けた書籍に所収した論文として発表した。こうした研究成果は制裁の実務に関わる政府や企業関係者にも伝わっており、効果的な制裁を通じて国際秩序を維持し安定させることに微力ながら貢献できていると自負している。

研究成果の概要(英文)：This study focused on the role and effects of UN Security Council sanctions with particular interest in North Korea and Iran cases. The result of this study is that the UN sanctions alone is not fully effective to change their behaviors, but it is very effective if there is a coordination with unilateral sanctions by major powers. In North Korean case, it was difficult to measure the effects because of the continuous economic relationship with China and the loosening of pressure by the United States and South Korea for the negotiations with North Korea. On the other hand, in case of Iran, the UN sanctions were more effective because the implementation of the sanctions were thoroughly carried out by all the member states including the ones which have strong economic ties in Iran's neighborhood.

研究分野：国際政治学

キーワード：国連 経済制裁 核不拡散 イラン核合意 国際秩序 NPT

1. 研究開始当初の背景

国連安保理による制裁は、研究開始当初の状況では、主として法学的な観点から、不拡散条約 (NPT) との関係や、安保理決議の国内法への転換を含む履行の問題として研究がなされてきた。しかし、研究責任者である鈴木は 2015 年夏まで国連安保理のイラン制裁専門家パネルの一員として、国連安保理制裁の実務を経験し、国連制裁が単なる国際法上の問題として扱われるだけでは研究として不十分であることを実感していた。国連制裁は極めて高度に外交的で政治的な問題であると同時に、加盟国の経済的利益にも影響を及ぼし、さらには加盟国内政治上の争点にもなりうる問題である。そうした観点からの研究は日本には皆無と云ってよい状態であり、また国際的にも限られた研究機関が取り組んでいる課題であった。そこから、本研究では、この分野での政治学的な観点からの研究が不可欠との観点から進めることとなった。

2. 研究の目的

本研究は、国連安保理による核開発に対する制裁を分析することで、現代の国際秩序である核不拡散体制において国連がどのような役割と効果を持つのかを分析し、国際秩序の維持と変革における国連の役割を明らかにした。国連憲章に定められた武力を用いない強制措置である制裁によって加盟国の行動に変化を生み、国際社会のルールを実行させる力を国連が持ちうるかどうかは、これからの国際関係・国際秩序のあり方に大きな意味を持つ。これまで主として法学的観点から分析されてきた国連安保理制裁の役割と効果を政治学的観点から明らかにすることで、国連の機能と限界を見極め、我が国の国連への貢献や核不拡散国際秩序への関わり方について目指すべき方向性を提言することを目的とした。

3. 研究の方法

本研究の主たる方法は各国の輸出管理 / 制裁担当の政府部局と国連事務局の安保理部及び北朝鮮制裁の専門家パネルのメンバーに対するヒアリングに加え、トランプ政権の流動的な制裁に対する政策変更を追跡するための新聞をはじめとするメディアからの情報収集と継続的な制裁担当者や専門家との意見交換である。制裁に関する研究は先行研究が極めて限られており、公式に発表されている資料も限定的である。実際の制度の運用や国際ルールの適用については各国ごとに大きなばらつきがあり、それらを一つにまとめる資料も整備されていない。平成 28 年度には国連と米国・EU によるイラン制裁の状況を調査整理し、イラン制裁に関する研究を進め、平成 29 年度には国連と米国・日本による北朝鮮制裁の状況を調査し、北朝鮮制裁の現状を分析した。平成 30 年度には米国を中心に制裁担当部局や専門家へのインタビューを行った。

4. 研究成果

平成 28 年度の研究では、イランに対する国連制裁と米国・EU による独自制裁を踏まえた、新たな分析枠組みの構築を目指すことを目標に研究を進めてきた。核不拡散に対する制裁の効果やその分析に関する先行研究が少なく、既存の研究にはない様々な要素を踏まえた分析枠組みの構築が必要であった。そこで、他分野で進められた研究を踏まえ、新しい安全保障のあり方がどのように展開されるのか、また米国においてはトランプ政権が発足したことも踏まえ、各国の独自制裁が発動されるメカニズムや政策的な変化にも注目して研究を進めた。

それらの研究の成果として、まず外務省が監修する『外交』に寄稿した「新しい安全保障と技術管理」論文では、現代の安全保障が伝統的な技術だけでなく、ロボットや人工知能と言った新たな技術を含んだものになっているトレンドを明らかにし、その中で安全保障は伝統的手段だけでなく、技術管理や制裁と言った非軍事的な手段も含みうることを明らかにした。また、上述の論文を発展させたものとして国際問題研究所が発行する『国際問題』に「安全保障の空間的変容」と題した論文を寄稿した。ここでは現代世界における安全保障がサイバーや宇宙と言った分野を含めることで空間的に変容し、それらが新たな安全保障の仕組みを必要とすること、その中で技術管理が重要な意味をなし、仮にサイバーや宇宙空間での紛争が起こった場合、それに対抗する措置を検討しなければならないことを示した。この論文を日本とインドの技術移転に当てはめて検討したのが Space India 2.0 という図書に寄稿した論文である。

平成 29 年度の研究では輸出管理をめぐる枠組みの研究を継続すると同時に、激動する朝鮮半島情勢をめぐる、国連の北朝鮮制裁の枠組みが大きく変化し、その変化に対応するための考察を続けてきた。これらの研究は論文として発表するには時間が短く、しかしながら、速報性が求められるだけに、学術研究よりは様々な論壇誌やウェブ媒体などを通じた研究発表が中心となった。

そんな中で『月刊治安フォーラム』において「機微技術の輸出管理をめぐる諸問題」を発表し、また『生活経済政策』では「国家の水際化と題する論文を発表し、グローバル化が進む世界において、制裁を実施するために国家が水際で対応せざるを得なくなっていく現状分析の枠組みを提供した。

また、日本政治学会において「国際政治における不確実性とリスクへの対応」を報告し、政治

学の分野で核拡散のリスクなどに対応するための方策として制裁が実施されていることを分析する枠組みを提供した。さらに、日本原子力学会において「安全保障貿易管理を通じた核不拡散の取り組みと国連による核拡散に対する制裁」を発表し、イラン、北朝鮮における核拡散に対する国連制裁の現状についてを報告した。

さらには、国連金融制裁研究会において、「国連イラン制裁の金融制裁について」を報告し、国連において金融制裁を実行することは権限上制限があるが、すでに実施されている制裁の中でも資産凍結の難しさや、名義変更・フロント企業を使った制裁逃れの事案が多発している状況を説明した。

平成 30 年度の研究では急変する北朝鮮情勢を巡る議論が活発となり、平成 30 年 6 月のシンガポールでの米朝首脳会談、平成 31 年 3 月のハノイでの米朝首脳会談を踏まえた国連制裁のあり方やその効果に関する発信を積極的に行った。また、平成 30 年 5 月にはトランプ大統領がイラン核合意から離脱することを宣言し、新たにアメリカによる単独制裁が再開されたため、それに関する解説や分析も新聞等の媒体を通じて発信した。個別に取材を受けたものの他、朝日新聞の『GLOBE+』などのウェブ媒体を通じた時事的な発信を行い、混迷する状況に対して一般向けの理解を深めることに貢献した。

また、国連のみならず一国による制裁を分析するという研究計画に基づき、米国の北朝鮮に対する単独制裁の研究を行うため、平成 31 年 2 月に米国に滞在し、米財務省、国務省、商務省の他、シンクタンクの研究員などに聞き取り調査を行い、その成果を経産省に向けて報告書として発表した。

さらに、平成 30 年 6 月には日本国連学会でこれまでの研究成果である国連のイラン制裁の持続性や安保理決議の効力などに関する研究発表を行い、平成 30 年 11 月の日本国際政治学会では共通論題としてグローバルガバナンスの観点から日本の国連制裁への関与について研究成果を踏まえた発表を行った。

これまでの研究成果を踏まえたものとして、平成 30 年 9 月には吉村祥子編の『国連の金融制裁：方と実務』に「国連イラン制裁における金融制裁について」と題する論文を掲載したほか、京都大学の浅田正彦編による英語論文集の Economic Sanctions in International Law and Practice に UN Sanctions on Iran: The Role and Effectiveness of UN Sanctions と題する論文を提出し近刊の予定である。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 6 件)

Kazuto Suzuki, “Space Policies of Japan, China and India: Comparative Policy Logic Analysis” 『立命館国際研究』、査読なし、第 31 巻第 5 号(立命館大学国際関係学部創設 30 周年記念論集) 2019 年 3 月、49-67(881-899)頁、

鈴木一人「イランは制裁に屈するか」『月刊 VOICE』、査読なし、2019 年 1 月号、2018 年 12 月、162-169 頁

鈴木一人「どうなる「非核化」のロードマップ」『外交』、査読なし、第 49 号、2018 年 5-6 月、28-33 頁

鈴木一人「国家の水際化:外的リスクの排除とそれに伴う問題」『生活経済政策』、査読なし、2018 年 4 月号(No.255)、9-12 頁

鈴木一人「機微技術の輸出管理をめぐる諸問題」『月刊治安フォーラム』、査読なし、2018 年 3 月号m39-46 頁

Kazuto Suzuki “Twenty-Five Years of Japanese Peacekeeping Operations and the Self- Defense Forces' Mission in South Sudan”, 査読あり, *Asia-Pacific Review*, Volume 24, Issue 2, Dec 2017, pp. 44-63

〔学会発表〕(計 13 件)

Kazuto Suzuki, “Japan’s Role in the Global Governance of Non-Proliferation and Outer Space”, JAPAN NOW LECTURE SERIES, University of Toronto (Toronto, Canada), 2019 年 3 月 19 日

鈴木一人「米中技術覇権競争時代の安全保障貿易管理」安全保障貿易学会、同志社大学(京都府京都市) 2019 年 3 月 9 日

Kazuto Suzuki, “Space Security:Its Socio-economic Importance and its impact”, UNIDIR SPACE SECURITY WORKSHOP: A PRIMER FOR DELEGATES, United Nations Headquarters (New York, USA), 2019 年 1 月 30 日

Kazuto Suzuki, “Iran Nuclear Deal and US Withdrawal: Lesson for US-DPRK Negotiation?” The 10th JIIA-IPIS Roundtable, 国際問題研究所(東京都千代田区), 2018 年 11 月 20 日

鈴木一人「グローバル・ガバナンスの観点を中心に リベラル国際秩序の担い手になりえたのか」日本国際政治学会共通論題、大宮ソニックシティ(埼玉県さいたま市)、2018 年 11 月 3 日

鈴木一人「集団安全保障体制における制裁はイラン核合意をもたらしたのか」日本国連学会、東海大学高輪キャンパス(東京都港区)、2018 年 6 月 30 日

Kazuto Suzuki, “Military Outsourcing: legal and security consequences for commercial operators?”,

2018 Space Security Conference, United Nations Office in Geneva (Geneve, Switzerland), 2018年5月8日

Kazuto Suzuki, “Japan's View of North Korea's Threat”, *Promoting EU-Japan cooperation in uncertain times (Symposium)*, Palazzo Rondinini (Rome, Italy), 2018年1月18日

Kazuto Suzuki, “Sanctions on Iran: Recipe for Success?” *Theory and Practice of Export Regulations-3rd Edition, International Group of Experts on Export Regulations (INGEER)*, 神戸大学(兵庫県神戸市), 2017年11月23日

Kazuto Suzuki, “North Korea's 6th Nuclear Test and strategies for resolution”, *Northeast Asia Peace and Cooperation Forum 2017*, Grand Hilton Seoul (Seoul, South Korea), 2017年11月16日

Kazuto Suzuki, “Best Practices in Iran Sanctions Implementation”, *East Asia Summit (EAS) Seminar on Non-Proliferation in the Indo-Pacific*, Grand Hyatt Hotel (Melbourne, Australia), 2017年10月17日

鈴木一人「国際政治における不確実性とリスクへの対応」日本政治学会、法政大学(東京都千代田区)、2017年9月24日

鈴木一人「安全保障貿易管理を通じた核不拡散の取り組みと国連による核拡散に対する制裁」日本原子力学会、北海道大学(北海道札幌市)、2017年9月14日

〔図書〕(計5件)

Kazuto Suzuki, “UN Sanctions on Iran: The Role and Effectiveness of UN Sanctions” in Masahiko Asada (ed.) *Economic Sanctions in International Law and Practice*, Routledge, Forthcoming

鈴木一人「脱領域的コモンズに社会的コモンズは構築できるか」待鳥聡史・宇野重規編『社会のなかのコモンズ:公共性を超えて』白水社、2019年2月、189-216頁

鈴木一人「国連イラン制裁における金融制裁について」吉村祥子編『国連の金融制裁:法と実務』東信堂、2018年8月、214-234頁

Kazuto Suzuki, “A Japanese Perspective on Space Deterrence and the Role of the U.S.- Japan Alliance and Deterrence in Outer Space”, Scott W. Harold et al (eds.), *The U.S.-Japan Alliance and Detering Gray Zone Coercion in the Maritime, Cyber, and Space Domains*, RAND Corporation, 2017, pp.91-104

Kazuto Suzuki, “An Asian Space Partnership with Japan?” in Rajeswari Pillai Rajagopalan and Narayan Prasad (eds.), *Space India 2.0: Commerce, Policy, Security and Governance Perspectives*, Observer Research Foundation, 2017, pp.275-282

〔産業財産権〕

○出願状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年：
国内外の別：

○取得状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年：
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

鈴木一人「米朝交渉は『非核化』と『制裁解除』の定義を優先すべき」論評-RIPS' Eye(平和・安全保障研究所)、2019年3月20日 http://www.rips.or.jp/rips_eye/1821/

鈴木一人「米朝首脳会談 食い違う『全面制裁解除』と『部分制裁解除』」GLOBE+(朝日新聞)、2019年3月3日 <https://globe.asahi.com/article/12178831>

鈴木一人「二度目の米朝首脳会談は喜劇として繰り返されるのか」GLOBE+(朝日新聞)、2019年2月12日 <https://globe.asahi.com/article/12132385>

鈴木一人「歴史的リアリティショーだった米朝首脳会談」GLOBE+(朝日新聞)、2018年6月13日 <https://globe.asahi.com/article/11609295>

鈴木一人「北朝鮮制裁が「最大限の圧力」でなくなったら何が起こるのか」GLOBE+(朝日新聞)、2018年6月6日 <https://globe.asahi.com/article/11592725>
鈴木一人「トランプの世界観:イラン制裁再開で何を指すのか」Newsweek、2018年5月28日 <https://www.newsweekjapan.jp/suzuki/2018/05/post-13.php>
鈴木一人「イラン核合意離脱:トランプ大統領の決断の意味」nippon.com、2018年5月25日 <https://www.nippon.com/ja/currents/d00415/>
鈴木一人「米英仏「シリア爆撃」は国際法違反なのか」Foresight、2018年4月27日 <https://www.fsight.jp/articles/-/43633>
鈴木一人「イラン制裁専門家パネルから見た北朝鮮「国連捜査」の現場(3)」Foresight、2018年4月20日 <https://www.fsight.jp/articles/-/43591>
鈴木一人「イラン制裁専門家パネルから見た北朝鮮「国連捜査」の現場(2)」Foresight、2018年4月20日 <https://www.fsight.jp/articles/-/43590>
鈴木一人「イラン制裁専門家パネルから見た北朝鮮「国連捜査」の現場(1)」Foresight、2018年4月9日 <https://www.fsight.jp/articles/-/43539>
鈴木一人「イエメン制裁違反を疑われる「イラン」に米「不可解」対応」Foresight、2018年3月9日 <https://www.fsight.jp/articles/-/43418>
鈴木一人「エルサレム首都宣言とイラン核合意破棄の類似性」Newsweek、2017年12月11日 <https://www.newsweekjapan.jp/suzuki/2017/12/post-9.php>
鈴木一人「北朝鮮制裁」を骨抜きにした米国連大使の「権力欲」」Foresight、2017年9月12日 <https://www.fsight.jp/articles/-/42763>
鈴木一人「北朝鮮問題の背後で進むイラン核合意破棄」Newsweek、2017年8月21日 <https://www.newsweekjapan.jp/suzuki/2017/08/post-8.php>
鈴木一人「北朝鮮制裁」はアメリカ外交の「勝利」なのか」Foresight、2017年8月16日 <https://www.fsight.jp/articles/-/42655>
鈴木一人「歴史的転換点かもしれないイラン大統領選挙」Newsweek、2017年5月25日 <https://www.newsweekjapan.jp/suzuki/2017/05/post-6.php>

6. 研究組織

(1)研究分担者

研究分担者氏名：

ローマ字氏名：

所属研究機関名：

部局名：

職名：

研究者番号(8桁)：

(2)研究協力者

研究協力者氏名：

ローマ字氏名：

※科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。